

温泉法に基づく温泉掘削等許可及び温泉動力装置許可について
[大阪府環境審議会温泉部会報告書]

大阪府環境審議会温泉部会長

令和2年2月20日に知事から諮問があった温泉法第32条に定める事項について、同日に温泉部会を開催し、審議を行った。

「大阪府環境審議会条例」第6条第7項及び「大阪府環境審議会温泉部会運営要領」第3条第6項の規定により、同部会の決議を本審議会の決議とし、同日付けで答申を行ったので、同要領第3条第7項の規定により報告する。

令和元年度第2回大阪府環境審議会温泉部会
(令和2年2月20日 場所：大阪府公館)

	申請地	申請者	答申内容
温泉掘削	富田林市大字龍泉880番1	日本郵政株式会社	本申請については許可することに支障ないものと認める
温泉動力装置	貝塚市橋本991番3	株式会社オンテックス	本申請については許可することに支障ないものと認める
温泉動力装置	泉南市りんくう南浜2番201	泉南市	本申請については許可することに支障ないものと認める

計3件